

防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

○訓練実施日時

2月15日(水) 午前11時ごろ

○訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願いします。

| 情報伝達手段 | 放送内容 |
|-----------------|---|
| 同報無線 (防災ラジオ) | 上りチャイム音 + 「これは、Ｊアラートのテストです。」×3 ・・・訓練放送文・・・ + 下りチャイム音 |



*Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-2200-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



有効期限が迫っています

「すこやか商品券」
「飛島村共通商品券」
「物価高騰対策商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月28日(火)です。

期日を過ぎますと使用できなくなりますので、まだお手元に商品券をお持ちの方はお早めにご利用ください。

●問合せ先

- ・すこやか商品券に関すること
 - ・すこやかセンター内福祉課
 - ・飛島村共通商品券に関すること
 - ・飛島村商工会
 - ・物価高騰対策商品券に関すること
- 総務部総務課





会計年度任用職員 (保健師)募集

業務内容

保健センター業務

申込資格

- ・保健師資格を有している方
- ・地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方

勤務日数・時間

週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)

午前9時〜午後4時(休憩1時間含む)

報酬

※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります

報酬

1,400円〜1,700円程度
/時間の間で、経験等を考慮して決定します

勤務場所

すこやかセンター内保健環境課

採用予定人数

1名

任用期間

4月1日(土)〜令和6年3月31日(日)

報酬等

・勤務時間によっては期末手当が

支給されます

・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます

・報酬等は改定される場合があります

申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください
役場開庁日：土曜・日曜・祝日は休み
午前8時30分〜午後5時15分

申込期限

2月24日(金)

面接日

申込みをされた方に順次ご案内します

※3月中旬の平日に飛鳥村役場内で実施予定です

申込み・問合せ先

総務部総務課



避難行動要支援者 名簿制度のご案内

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿です。

本村では一定の要件の方を「避難行動要支援者名簿」に登録します。

この名簿情報は、災害時に民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供します。自力で避難することが難しい方は、災害時に地域で孤立してしまう恐れがあるため、関係機関では、提供された情報に基づき、地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。

災害時には、地域の支援者自身も被害に遭う可能性があり、十分に活動できない場合もあります。各家庭で災害に対して備えておくとともに、日ごろから地域の方々と交流をはかり、必要な支援につ

いて理解してもらうことが重要です。

対象

自宅にお住まいの方で、災害時に自力で避難することが困難な方が対象です。

村で登録する方

- ・介護保険の要介護4以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳(1級〜2級)をお持ちの方
- ・療育手帳(A)をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方

※名簿情報の提供を拒否される方は総務部総務課またはすこやかセンター内福祉課までご連絡ください。

※希望により登録する方

- ・自力避難が困難なひとりぐらしの高齢者で希望される方
- ・その他、村長が必要と認める方

※名簿登録を希望される方は総務部総務課またはすこやかセンター内福祉課までご連絡ください。

問合せ先

総務部総務課
すこやかセンター内福祉課

給付金申請期限のお知らせ

広報やホームページ等でお知らせしてきました、以下の給付金の申請期限が2月末までとなっています。本年度、以下の給付金を受け取っていない方で、申請を希望される方はお早めに住民課までご相談ください。

●申請期限が2月末の給付金

・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

対象者：以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

対象者：①、②の両方に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
- ② ■令和4年度住民税(均等割)が非課税の方
または
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●支給額

それぞれ児童1人当たり、5万円

●問合せ先 民生部住民課



自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

本村では、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を次のとおり助成しています。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方（補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む）

●対象となるヘルメット

令和4年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

- ・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額（その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ・1人につき1個（回）限り

●必要書類

- ・補助申請書
- 開発部建設課で配布します。

または村公式ホームページよりダウンロードできます。

- ・領収書の写し（保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です）
- ・生年月日を証明するもの

- ・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの（自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可）
- ・納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書
- ・その他村長が必要と認める書類

●申請期限

3月31日（金）

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課



予約不要でカードの受け取りとカードの申請を受け付けます

2月12日（日）午前9時～午後1時

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

①受け取りをご希望の方

- ・個人番号カード交付通知書（ハガキ）
- ・通知カード（薄緑色の紙のカード）
- ・本人確認書類
1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等
2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

②申請をご希望の方

お持ちであれば申請書、なければ本人確認書類のご提示をお願いします。

※病気・介護等やむを得ない理由によりカードの申請・受け取りが困難な場合は住民課までご相談ください。

※マイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期限が2月末までに延長となりました。この機会に申請しましょう。



●問合せ先 民生部住民課

防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入費補助金

巨大地震や激甚化する気象災害の発生から自らの身を守るため、防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

- ・防災用ヘルメット
- ・労働安全衛生法に定められた保護帽の規格における「物体の飛来または落下による危険を防止するための保護帽」など
- ・救命胴衣
- ・国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けたものに限る

●対象とならない物

- ・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用のヘルメット
- ・釣り、水上バイクなどの趣味活動中の身を守ることを目的としているライフジャケット

●対象

村内に住所を有する方(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)

※1人につき各々1回に限り補助(令和4年度～6年度末に限る)

●補助率

購入金額の2分の1の額、または2,000円のいずれか低い額

●必要書類

- ・補助金申請書
- ・総務部総務課で配布します。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

※申請の際は、印鑑、補助金の振込先のわかる書類(通帳等)をご持参ください。

- ・領収書の原本
- ・製品保証書等の写し
- ・購入後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

●問合せ先

総務部総務課

防犯対策補助金

安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

- ・玄関、勝手口の錠または補助錠
- ・防犯ガラスまたは防犯フィルム
- ・防犯カメラ、センサーライト
- ・自家用車両の盗難防止装置等

●対象とならない物

- ・防犯対策以外の目的を有する物(犬、玉砂利、門扉等)
- ・警備会社の委託契約
- ・護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)

●対象

村内に住所を有する方(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)や村内に住所を有する企業

●補助率等

- ・購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額
- ・補助金額が20,000円に達するまで何度でも補助が受けられます。

●必要書類

- ・補助金申請書
- ・役場総務課で配布します。または村公式ホームページよりダウンロードできます。
- ・領収書の原本
- ・製品保証書の写し
- ・施工後の写真

※申請の際は、印鑑、補助金の振込先のわかる書類(通帳等)をご持参ください。

●問合せ先

総務部総務課

犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けさせた方の費用を一部助成します。

●申請期限

3月31日(金)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



助成事業の申請のお知らせ

すこやかセンター内保健環境課では、次の助成事業を行っています。早めの申請をお願いします。

●申請期限 3月31日(金)

●一般不妊治療費助成

村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され一般不妊治療(ホルモン療法や人工授精など)を受けた治療費の一部を助成します。

令和4年3月～令和5年2月までの治療費

●任意予防接種費用助成

令和4年4月1日～令和5年3月末までに受けた予防接種費用

| 予防接種名 | 対象者 | 助成回数 | 助成金額 (1回あたり) |
|---------|---|----------------------------|-----------------|
| おたふくかぜ | 1歳から小学校就学前相当年齢 | 2回 | 自己負担額 |
| インフルエンザ | 65歳未満 | 13歳未満 2回 13歳以上 1回 | 2,000円 (上限) |
| 高齢者肺炎球菌 | 定期接種を終了し、かつ、当該年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方 | 1回 | 6,000円 (上限) |
| 带状疱疹 | 50歳以上 | シングリックス(带状疱疹不活化ワクチン) 2回 | 11,000円 (上限) |
| | | ビケン(水痘生ワクチン) 1回 | 3,500円 (上限) |

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

安全運転支援装置 設置費を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置設置に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

・障害物検知機能付き

上限 32,000円

・障害物検知機能なし

上限 16,000円

●補助対象

村内に住所を有する65歳以上の方が所有または使用する自動車
※申請は、安全運転支援装置を設置した日から6ヶ月以内
詳しくは、村公式ホームページをご確認ください。

●補助対象期限

3月31日(金)

●問合せ先

開発部建設課